

特別加入時に健康診断が必要な場合

下表の業務の種類に応じて、それぞれの従事期間(通算期間)を超えて当該業務を行ったことがある場合には、**加入の際に健康診断を受ける必要**があります。健康診断の費用は国が負担します。

特別加入予定の業務の種類		特別加入前に左記の業務に従事した期間(通算期間)
粉じん作業を行う業務(じん肺法施行規則別表に定める作業) ・土石、岩石又は鉱物を掘削する場所における作業 ・岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業 ・研磨剤の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により岩石、鉱物もしくは金属を研磨し、もしくは金属を裁断する場所における作業 ・耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破砕する作業 など	石工、アーク溶接工、鉄工、解体工、築炉工、タイル工、土木、はつり工など	3 年
身体に振動を与える業務 ・土木建築における紙締め作業や金属部品のはつり作業など 工具の例…削岩機、チェーンソー、チップングハンマー、卓上用研削盤、コンクリートブレーカー、ブッシュクリーナー等	石工、掘削工、はつり工、土木工、解体工など	1 年
鉛又は鉛化合物を用いて行う業務 鉛化合物の例…酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、炭酸鉛、硝酸鉛等		6 ヶ月
有機溶剤業務又は有機溶剤含有物を用いて行う業務 ・有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務 ・有機溶剤等を用いて行う洗浄又は払しょくの業務 ・有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務 など 有機溶剤…アセトン、エチルエーテル、キシレン、クレゾール、トルエン、クロルベンゼン、クロロホルム、酢酸エチル、スチレン 等	塗装工、防水工、内装工、看板工、シーリング工、鉄筋工など	6 ヶ月

※ 健康診断を受けなかったり、業務の内容・業務暦について虚偽の報告を行った場合には、労災保険の加入の承認が取り消されたり、保険給付が受けられない場合があります。

※健康診断の結果、次の場合には加入が制限されます。

- ・ 加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状または障害の程度が一般的に就労することが困難であって、療養に専念しなければならない程度であると認められる場合 … 従事する内容にかかわらず加入は認められません。
- ・ 加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状または障害の程度が当該業務から転換を必要とする程度であると認められる場合 … 当該業務に係る特別加入は認められません。

※ 特別加入時の健康診断が必要な方の加入証は、労働局からの承認決定通知後の発行となります。